



[内容]

1. (商標・韓国) 改正商標法の主な内容
2. (商標・中国) 第35類「販売促進」と小売役務に関する最高人民法院の判断
3. (意匠・中国) ハーグ協定への加盟

1. (商標・韓国) 改正商標法の主な内容

韓国商標法が一部改正され、2023年2月4日から施行されます。主な内容は以下の通りです。

1. 部分拒絶制度の導入

現行制度では、商標出願の一部の指定商品にのみ拒絶理由がある場合でも、それが解消されなければ当該出願を全体として拒絶するようになっていました（日本と同様）。

しかし、改正法では、指定商品の一部に対してのみ拒絶理由がある場合、審査官は拒絶理由のない残りの指定商品については商標登録を許可し、拒絶理由のある商品に対してのみ拒絶ないし不服申立手続きを行うことが可能となり、出願人の便宜が向上することになりました。

改正法施行日である2023年2月4日以降の出願に対してこの制度が適用されます。ちなみに、このような部分拒絶制度は、すでに米国、中国、EUIPO、イギリス、ドイツ、スウェーデン、トルコなどで採用されています。

2. 再審査請求制度の導入

これまでは商標登録拒絶決定に対する不服申立手段は拒絶決定不服審判のみでしたが、拒絶決定以降も商品補正などによって簡単に拒絶理由を解消できる場合には、出願人が不服審判を請求せずに当該補正書の提出と共に「再審査請求」を行うことで拒絶を解消できるよう、再審査請求制度が新たに導入されます。

再審査請求は拒絶決定に対する不服申立期間内（登録拒絶決定通知を受けた日から3月以内）に可能であり、再審査請求をした場合には拒絶決定が取り消されたものとみなされます。ただし、再審査請求は1回に限り、すでに拒絶決定不服審判を請求した場合には再審査請求はできません。また、マドプロルートの出願には適用されません。

3. 電気通信回線での商標使用の明文化（2022年8月4日から施行）

現行法上、商標の使用規定にはオンライン上で提供されるデジタル商品の流通行為について直接言及する内容はありませんでした。改正法では「商品またはその包装に商標を表示したものを、電気通信回線を通じて提供し、またはこのために展示・輸出もしくは輸入する行為」も「商標の使用」行為に含まれることを明確にしました。

[情報元] KIM & CHANG ニュースレター (2022.2.24)

[担当] 深見特許事務所 原 智典

2. (商標・中国) 第 35 類「販売促進」と小売役務に関する最高人民法院の判断

1. 事案の概要

原告である「華潤集団」は、1992年にスーパーマーケットを開業して以来、中国全土の多くの省、市で3,000店以上のスーパーマーケットを運営しています。同社の登録第776090号「華潤」及び第3843561号「華潤万家」の商標は、登録以来、スーパーマーケット経営において継続的に使用されており、長期にわたる使用と宣伝を経て、関連業界で比較的高い知名度を有していました。「華潤」の商号は多くの関連業界で社会大衆に広く知られていたといえます。

これに対し、被告である「成都華潤灯飾」は、照明の卸売・小売サービスに従事しており、2002年に「華潤」を企業商号として登録、店舗看板、製品ラベル、宣伝・広告などにおいて「華潤灯飾」を使用していました。

華潤集団は、成都華潤灯飾の上記行為が同社の登録商標の独占権を侵害するだけでなく、不正競争行為を構成するとして、成都中等法院に提訴し、侵害行為の差止め及び損害賠償を求めました。

2. 判決の経緯

一審の段階で成都中級法院は、被告による「華潤灯飾」の使用は商標的使用ではなく、かつ当該商標を使用した小売サービスは、登録商標の指定役務「販売促進(他人のため)」と同一または類似ではないと判断しました。従って、商標権侵害行為は成立していないと認定し、同時に、被告の経営者の息子が2001年の出生時に華潤と名付けられたことから、被告による「華潤」商号の登録と使用は正当性を有し、不正競争を構成しないとも認定し、原告のすべての訴訟請求を棄却しました。

その後、原告・華潤集団は一審判決を不服として四川高等法院に上訴しました。二審法院も原告の請求を認容せず、上訴を棄却しました。

これを受け、原告・華潤集団は一審、二審の判決を不服とし、最高人民法院への再審請求を行いました。

最高人民法院は、最終的に被告が商標権侵害および不正競争を構成すると認め、一審、二審判決を破棄し、被告に対し、第35類「販売促進(他人のため)」についての登録商標の侵害行為の即時停止、「華潤」の文字を含む企業名称の使用停止、企業名称の変更、原告の経済的損失と合理的費用を賠償することを命じる判決を下しました。

3. 本判決の意義

本件は、商標の民事権利侵害事件において商品の卸売・小売サービスと第35類「販売促進(他人のため)」が類似するサービスを構成するか否かについて、最高人民法院が初めて肯定的な姿勢を表明したものと思われます。最高人民法院は、再審判決の中で、被告は消費者の便宜を図るため、購入したさまざまなブランドの照明を分類し、統一して販売しており、「華潤灯飾」は上記照明製品の販売のために使用されるサービスマークであるといえ、このような販売形態は、原告登録商標の指定役務「販売促進(他人のため)」と重複があり、両者は類似するサービスを構成し、同類の事件に対して高い参考価値と強い指導的意義を有しているとしています。

[情報元] 集佳中国知財情報 NO.186

[担当] 深見特許事務所 原 智典

3. (意匠・中国) ハーグ協定への加盟

WIPO は、中国が意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟することを決定したと発表しました。発効は、2022年5月5日です。日本、韓国、米国、英国等は既に加盟しており、これに中国が参加することにより、ハーグ協定には、世界の主要国の大半が加盟することになるといえます。

2022年5月5日からは、中国以外の国のユーザは、中国において意匠の保護を受けるための新たな選択肢を得ることになります。同時に、中国の事業者や創作者にとっても、ハーグ協定の加盟 94 か国において意匠の国際的保護を求める簡便で迅速な手段が得られることになります。

ハーグ協定では、締約国は、同協定の国際手続が国内の法律、規制、その他の要件に対応していることを担保するために、特定の宣言を発することが認められています。代表的なものとしては、米国の創作者による宣誓書又は宣言書の提出、韓国の特定の図面の要件、そしてロシアと米国によるセキュリティクリアランスの要件などが挙げられます。

中国のハーグ協定の 1999 年ジュネーブ改正協定への加盟文書には、次の 6 つの宣言が含まれています。(1) 意匠の特徴的な部分の簡単な説明、(2) 個別指定手数料の設定、(3) 意匠の単一性、及び意匠の特定の図面、(4) 拒絶通報期間 12 か月、(5) 国際登録の効力の 6 か月延長。(6) 所有権の変更時の証明書類の提出。この加盟文書には、中国政府から別段の通知がない限り 1999 年改正協定は香港特別行政区またはマカオ特別行政区には適用されないことも明記されています。したがって、香港とマカオは、意匠に関しては引き続き別個の管轄区域となります。

これらの中国による宣言は比較的一般的な内容であるように思われますが、それらの詳細は要件については、国務院及び CNIPA が、中国特許法の実施に関する規則及び特許審査ガイドラインの改訂の形としては未だ最終決定していません。ご存知のように、ハーグ協定へ加入したとしても、個々の締約国が実質的な法的要件を変更することは求められません。したがって、中国を指定する国際出願は、関連する中国の法律及び規則その他のすべての要件に準拠する必要があります。この点に関しては、前述の中国の宣言のうちの特に (1) 及び (3)、すなわち意匠の特徴の簡単な説明及び意匠の特定の図面に関する要件に留意する必要があると考えます。さらに、中国には、意匠の適格性及び 1 つの出願に含ませることができる類似意匠の数に関する要件もあります。これらの具多的な要件については、相当に詳細なものとなる可能性があります。このため、国際出願において中国を指定するにあたっては、国際出願が提出された後ではもはやこれらの特定の中国の要件に対応することはできない場合がありますので、国際出願をする前に中国の専門家に十分に助言を求めておくことをお勧めします。

中国のハーグ制度への加入は、中国で保護を求める外国人デザイナーだけでなく、国際的な保護を求める中国の創作者にもよい選択肢となります。そして、この後に国務院と CNIPA が発する詳細なルールは、創作者と申請者がこの制度を十分に活用するための重要な基準となります。

[情報元] China_Sinda_Newsletter_2022-1

[担当] 深見特許事務所 藤川 順

[注記]

本外国知財情報レポートに掲載させて頂きました外国知財情報については、ご提供頂きました外国特許事務所様より本レポートに掲載することのご同意を頂いております。

また、ここに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。従って、IP 案件に関しては弁理士にご相談下さい。